## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近代自然法の展開に関する一考察(一)
Sub Title	A study on the development of the modern natural law (1)
Author	野地, 洋行
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.3 (1960. 3) ,p.236(26)- 251(41)
JaLC DOI	10.14991/001.19600301-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600301-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 近代自然法の展開に関する一考察

フィジオクラット ギリスからフランスへー の自然法観

フランス唯物論の自然法観

す正当な評価をうけるようになっている。法哲学としての自然法は の近代自然法の、近代諸社会科学の母としての意義は、近来ますま やローマの自然法や、中世の神学的自然法に対比させられた意味で 環として研究されることが多かった。しかしながら、古代ギリシャ 示するように従来法学の分野においてとりあげられ、 すでに聖トマスにおいて完成され、現在でもその教義が信奉されて いるが、そのような中世的教権の世界を絶頂として開花した自然法 近代諸社会科学の母といわれる近代自然法の流れは、その名が暗 法思想史の一

に成長し、 る。実に、「自然」の 意味は 多義である。異なった時代の人々は異(a) ア的発展がすすめばすすむほどその段階に応じて内容を異にしてく 性を高めていった。つまり永久的、絶対的かつ静止的な宇宙の理法ていたのに対し、近代自然法はこの規範性を徐々にぬぎすてて実証 民法と密接な関連を含み、多分に実際的、機能的な性格をもってい であるか、は中世の安定的・停滞的な社会秩序がくずれ、ブルショ 応している。 な「自然」の観念によってその位置をかえられてゆく。このことは れた中世の自然法が、法的および神学的な規範性を強くまといつけ(3) たローマの自然法、さらに神の法と人定法との媒介者として考えら 自然法をきずき上げるようになる。だが人間にとって何が「自然」 中世の安定した封建体制の支配の中から、資本主義的諸関係が徐々 としての「自然法」の観念は、国家や社会および人間に関する経験的 にくらべて近代自然法ははるかにゆたかなみのりをもっている。 みずからに適合した体制をつくり出しはじめたことに対 神の法が超越的に人間を支配するのではなく、人間が

を要求するのである。 多様さに応じて、異なった階級が異なった自然をみ、異なった自然 なった「自然」をみ、 同一の時代、同一の国にあっても、資本主義の発展形態の 異なった「自然」を要請する、というだけで

であった。 るいはルソーにとって、「自然」は本来人間が あるべき 幸福の状態 てとらえられた人間の欲望の体系であった。モレリーやマブリーあ ニズムであった。 にとって「自然」とは神によって与えられた経済的な再生産のメカ と諸階級が混沌としてひしめいていたのである。フィジオクラット 命の前夜にあったフランスでは、来るべき社会の主導権をにぎろう る社会的諸階級によって「自然」の観念は分化した。ブルジョア革 たとえばロックの自然法がフランスへ渡ったとき、それをうけと 唯物論者にとっては「自然」は物理的なものとし

題として発展したこと。およびフランス社会主義が、疎外からの人 という形でのその独自の発展過程はまた同時に近代的な学問の分野 た形で分化し、自立化しはじめた。経済学、哲学、社会主義への発展 ことを。近代自然法はこのようにフランスにおいてそれぞれ異なっ 間回復の要求において啓蒙社会主義者やルソーの流れをくんでいる ていること。ドイツ哲学がフランス唯物論の克服を一つの大きな課 る。フィジオクラットがイギリス経済学の発展に大きな遺産を与え 近代自然法観の、フランスにおけるこの経済学、哲学、社会主義へ **萌芽的な分化のほかに、さらにわれわれは次のことを知ってい** 

> はじめた諸学の関連性をマルクスより更に高い段階で回復し、新し は再び諸学の専門化、冷い関係の中に立っているが、この再び失わ 然法にその一なる母を見出すということができよう。現在われわれ泉を統一したのである。だがこの三つの源泉をさらに辿れば近代自 とは、そのような諸社会科学の関連性を保証する学だと私は考える。 さし示すことができたのはいいうまでもなくマルクスであった。現実 い社会の方向をさし示すことこそわれわれの課題であり、社会思想 におけるプロレタリアートの成長を背景にして、彼はこの三つの源 の関連性をとりもどすことによって新しい人間社会の方向を的確に の諸分野が分裂し、自立化することによって失われたが、諸学の本来 護者となり、 から遠ざかった。このように近代自然法の統一性は、 客観科学となり、観念論哲学となることによってプロシャ帝国の擁 の過程の中で、かつてそれがもっていた統一性、綜合性を失ったので ある。それはブルジョア経済学に発展することによって非人間的な の自然法の解消の過程でもある。だが自然法はこの分化と自立化 **空想的社会主義となることによって客観的な現実把握** その中から学

(1) たとえばハスパッハは次のようにいっている「子供が母の生 politischen Ökonomie, 1890, S. 70. der von François Quesnay und Adam Smith begründeten Hasbach; Die allgemeinen philosophischen Grundlagen 命の中に宿るように、経済学は自然法の生命の中に宿った。」

近代自然法の展開に関する一考察 🖯

- (a) D'Entrèves; Natural Law, 1951, cf. ch. 1. 一四二頁。 久保訳三
- Troeltsch; Churches, transl. by O. Wyon, 2 vols., 1931. in English; The Social Teaching of the Christian Gruppen-Gesamelte Schriften, I, Band, 1912. (translated スコラ哲学を形成してゆく過程はトレルチの研究に詳しい。 古代ギリシャの哲学がキリスト教体系の中にとり入れられ、 Soziallehren der Christlichen Kirchen und
- (4) Raynaud; La loi naturelle en economie politique Tom. 1, 1936, p. 11.
- cal and ethical conceptions, 1903 ed., pp.  $71\sim77$ . Ritchie; Natural Rights, a criticism of some politi-

的にどのように継起したかが問題であろう。 的な分類はたしかに便利ではあるが、むしろかかる多様さが歴史 しての自然、二、その非人間的部分、三、理想的〈目的の完遂さ リッチイは自然の観念を概念的に分類して、一、宇宙の全体と 四、原始的(不完全)とのべている。このような概念

- 河野健二「革命思想の形成」一九五六年、 一四頁参照。
- 7 かりでなく、社会学、政治学、等の源流でもある。 もちろん自然法は単に経済学、 哲学、倫理学の源泉であるは
- p. 107. 東畑訳二二〇頁。 Schumpeter; History of Economic Analysis, 1954,

## ローチウス、 ホッブズ、 ロック

解放されてゆく過程である。グローチウスが近代自然法の父である 概念と近代のそれとの間に共通なものはほとんどない」というダンことは記憶されねばならないが、「名称を除いては、中世の自然法 思想の原型が未分化の形でみることができる。近代自然法が神学的 という評価はプーフェンドルフによって下されたが、 トレーヴの言葉は、自然法思想における中世と近代との内容の相違 自然法体系の中から発展したものであり、その意味で連続面をもつ 近代自然法が成立する過程は、人間理性が中世的な神の体系から チウスの自然法思想の中にはのちに発展されるべき近代自然法諸 を規定して明確である。 たしかにグロ

秩序としての中世的自然法から解放されはじめ、 二つの対立した主題が含められている。つまり第一の特徴は、それ の個人主義的な色彩としてあげられる。この並記された二つの特徴 般に近代自然法の特徴は、第一にその世俗的性格として、第二にそ 構成する要素としての近代的個人の権利が確立されはじめたという が絶対君主の法的秩序だろうと、あるいは物理的自然の体系だろう は簡単であるが実はのちに近代自然法思想の発展の中心課題となる いるということであり、第二の特徴は、そのような自然法的秩序を それでは自然法における中世と近代との相違はどこにあるか。一 経済社会の秩序だろうと、一つの調和的、統一的秩序が、神の そして要請されて

ずき上げなければならなかった。 威によってではなく個々の人間から出発して新しい秩序を下からき ことを意味している。秩序の構成分子としての個人の権利の具体的 いうものであれ、ともかく近代自然法は絶対的な神の権

発展が、法と、権利の対立を契機として行なわれるのは、ちょうど、 のに似ている。 「これがすべての近代哲学を規定しているのである。」自然法思想の りとあらわれる。それらを 統一体として 理解する ことは できない 然と法、原因と規範との不一致がグロティウスではじめて、はっき 社会の発展が、 が、それにもかかわらず、それらは集中させられなければならぬ」 「二つの基本的な生活領域ないし観察方法、つまり 衝動と 秩序、自 発展として考えることができよう。ボルケナウは次のようにいうと、その構成要因たる近代的個人の権利としての自然権との対立の 近代自然法の発展はこのような体系、または秩序としての自然法 生産力と生産関係との矛盾を契機として展開される

個人主義的という二つの特徴をもつ近代自然法の原型を確立したこ 対立・緊張がいかに止揚されるか、という視点をたてておきたい。 てゆくかを、横の系列としては秩序(自然法)と権利(自法権)の間の とであり、一言でいえば自然法を神の権威から解放したということ の系列としては、自然法および自然権の具体的内容がいかに深化し グローチウス かくてわれわれは以下、近代自然法の発展を考察するためのたて さてグローチウスの功績はすでにのべた世俗的・

考えるならば、これを容認してはならないのである。」このような人自己の利益のみを求めるように向けられるということは、普遍的に 利の対立に調和を求めるという考え方は、個人と権力がまだ鋭く対 間生来の社会的欲望(appetitus societatis)を媒介として秩序と権 生活を営もうとするのであり、子供さえも「他人に対して善行を行な たのである。つまり人間は生まれながらにして他人との平和な共同 秩序に、すなわち形而上学的秩序の中に組み入れられることになっ 権力と自由の対立を矛盾なく統一しているのであり、その限り個人 pestique)を媒介として、自然法と自然権、秩序と権利、あるいは されるだろうか。彼はその有名な社交性(sociableness, etat do-自然法とそれを構成する個人の権利との間の矛盾はどのように解決 おうとする性向が現われる」「それ故、あらゆる動物が自然によって、 としての個人の権利は解放されず、個人は神学的秩序に代る新しい って数学的・形而上学的に構成しようとした。だが、それではグロ さわしく、理性にもとづく新しい自然法を整然たる論理の演繹によ このように彼は神の権威によってではなく、十七世紀の思想家にふ に、本質的に悪しきものを悪しからずとなすことは全くできない。」 故に神さえも、二の二倍が四にならぬようにはできないと同じよう もこれを変え得ないほど不変のものである。神の力は測り知らぬも である。「自然法は正しき理性の命令である」「さらに自然法は、神である。「自然法は正しき理性の命令である」「さらに自然法は、神 のとはいえ、その力の及ばぬあるものが 存すると いいうる」「それ チウスにあっては上にのべた二つの対立する要因、秩序としての

代的な個人にほかならないといえよう。 代的な個人にほかならないといえよう。彼は秩序と権利との緊
まであって権利の体系ではないといえよう。彼は秩序と権利との緊
まのようにみてくるとグローチウスの自然法は、むしろ秩序の体
まのようにみてくるとグローチウスの自然法は、むしろ秩序の体
まで社交性をもった個人とはまさに共同体から解放されきらない前近
て社交性をもった個人とはまさに共同体から解放されきらない前近
で社交性をもった個人とはまさに共同体から解放されきらない前近
で社交性をもった個人とはまさに共同体から解放されきらない前近
で社交性をもった個人とはまさに共同体から解放されきらない前近
で社交性をもった個人とはまさに共同体から解放されきらない前近
で社交性をもった個人とはまさに共同体から解放されきらない前近

ホッブズ 社会的欲望をもった温和な人間からはじめたグローチウスに対して、ホッブズが「万人に対する万人の闘争」をもって彼ウスに対して、ホッブズが「万人に対する万人の闘争」をもって彼の自然状態を規定したのをみれば相違は明白である。ホッブズは次の自然状態を規定したのをみれば相違は明白である。ホッブズは次の自然法と、権利としての自然権は明白である。ここに秩序として権の否定の上に成立するものとなったのである。ここに秩序としての自然法と、権利としての自然権は明白な対立の中にあり、個人の自然は原理的に秩序に対立するものとして確立された。

なわち権利と法とを混同して用いているが、この二つのものは当然で、この問題について論ずる人々のなかには、よく jus と lex すリヴァイアサン第十四章においてホップズがことさらに「ところ

平和の法」は国家の秩序「リヴァイアサン」となり現実的な国家の ると同じくらい相違するのである。」として、従来はっきりとは区区別されなければならない……法と権利とは束縛と自由とが相違す 権によって構成しなおしたといえよう。この場合法の秩序「戦争と 威から人間理性におきかえたとすればホップズはそれを個人の自然 別されなかった自然法(lex naturalis)と自然権(jus naturale) 所有権、財産権ではなかったのである。 た。ホッブズにあって確立されたのは抽象的な、力の権利であって それは決して人間の自然的権利として基礎づけられることがなかっ 人間がすべての物に権利を有する」のであるから自然状態ではいか具体的な内容を獲得することができなかった。なぜなら「すべての 自然権はホップズによって明確に基礎づけられたが、それは決して れることとなったのである。このように抽象的な力の権利としての 秩序は個人の自然権の否定の上に、しかし否定の上にのみ、構成さ ものである。 て秩序の体系であるよりは権利の体系として確立されたことを示す を分けねばならなかったのは、まさに彼の自然法がその本質にお 力の設定されていないところすなわち国家の存在しないところには は存在しないのである。」正、不正の観念と 同じく 所有権は契約に、 すべての人間がすべての物に権利をもっているため所有権なるもの なる有効な所有権も存在しえない。彼は明確にいっている「強制権 よる国家の成立ののち、はじめて有効に成立するものであるから、 グローチウスが調和的秩序としての自然法を、神の権

関係においてとらえ られて いる ので ある。ロンメンは「これに反 治的権力の基礎たる経済的諸関係を「自然状態」の名で考究したか 論ぜられ、ロック自身もしばしば混乱しているのは、ロックが、政それが市民社会にも有効なものとして、自明なことのように後世に らにほかならない。自然状態と市民社会は実質上土台と上部構造の 働による所有を自然状態にのみ限定しようとしたにもかかわらず、 たような人間原初の法であるよりは、市民政府の権力の基礎となる べき経済的な秩序体系の性格をもっているといえよう。ロックが労 重化した。つまり「自然状態」の名のもとに社会の経済的諸関係が、定によって所有権が再確認される「文明社会」との二つの部分へ二定によって所有権が再確認される「文明社会」との二つの部分へ二 つかわれているのである。ここにおいて自然法はロック自身が考え そして「文明社会」の名において国家権力と政治の諸問題がとりあ がそれ自体調和ある世界を現出している「自然状態」と、人間の協 として分化したということである。それは、労働にもとづく所有権 は、国家権力(政治的関係)と所有権(経済的関係)が別個のもの 成立をまってはじめて発生したのに対して、ロックの理論にあって ホッブズにあっては国家権力も所有権も、ともに契約による国家の してここに確立された。だがここで注意しなければならないのは、 有の権利へとその具体的内容を深めたのであり、財産権は自然権と を与えた、と明確にのべたとき、自然権は抽象的な力の権利から所ロック ロックが、自然状態においては労働が財産に対する権利 ックにとっては自然状態およびそこにおいて与えられる自然

> 実は現実的な生産関係の抽象であったことを証明するであろう。 権利」へと転換されつつあったことは、更に彼の「自然状態」が、 代においで歴史的、現実的な「古来の権利」という概念は、「自然の の訴えによっておきかえられた」といっているように、ロックの時ピューリタン革命においてすでに歴史的な権利への訴えは自然権へ とロックの政治理論が名誉革命の理論であるという政治史的評価は(3) とのべているし、「国家は自然法保護のためにのみ権力をもつ」のびに所有に対する自由が法律を創ったのであり、その逆ではない。」がその正しさを証明すべき窮極の規準となった。生命、自由、ならがその正しさを証明すべき窮極の規準となった。生命、自由、なら これを間接的に裏づけるので あろう。更に リッチイが、「17世紀の はここでの目的ではない ズの双方に対立した当時のイギリスの中間階級ー である。ロックの労働にもとづく財産権理論が、王権とレヴェラー がその正しさを証明すべき窮極の規準となった。生命、自由、 どころか、国家の目的はむしろこの権利の完全な展開と保障にあっ た。それ故にこの生得不可侵の権利は政府の行為と実定法のすべて 権利は国家状態においても決してなくならないものであった。それ 法の任務は個人の不可譲の権利を確立することにあり、しかもこの - にふさわしいという社会経済史的評 任会経済史的評価(2)

経済的自然法則としてはとらえられるにはいたらず、利己と全体の態」として考察され、自然状態における「自然法」もまだ客観的な礎としてはじめて把握されたのである。なるほどそれは「自然状態自然法として確立することにより、経済的諸関係は国家権力の基労働にもとづく所有を自然権として、そしてそれが構成する秩序

所有権はグローチウスにおけるような人間の社交性を媒介として全 幸福の調和体系としてしか考えられてはいなかった。つまり個人の 混乱を調整するところだけに限られ、もしこの機能を逸脱して専制 れるのであり、その基盤たる「自然の状態」においては、基本的に である。だからロックの理論の革命性は政治論の分野にのみあらわ 体の調和を破ることなく、 化すれば、それはうち倒されねばならないことになる。だが労働に は秩序と調和が支配しているのである。国家の権力は自然権の間の く過程の中で実現されるであろう。それは同時に自然法思想の中か ら近代諸社会科学がそれぞれの分野に姿をあらわしてゆく過程でも ックにおいてみられる「自然」観念の諸契機が分化し自立化してゆ ロックの最大の功績であった。ロック以後の自然法思想の発展はロ もとづく所有を自然権として確立したことはあらゆる意味において ックの自然法思想のフランスへの移行はそういう過程なの 一つの秩序 を構成するの

- (一又訳「戦争と平和の法」第三巻所収)。 機であったといわれる。一又正雄「グロチウス考」別頁二三頁、自然法の父としてのグローチウスの学問的影響が広まる最初の契(1)、プーフェンドルフがハイデルベルグ大学に講座をもったのが
- (2) D'Entrèves; ibid., introduction. 久保訳五頁。
- (3) 新明正道「社会学の発端」一九四七年、四四頁。

- であったが、それはむしろ歴史そのものの課題」であった。国家を組織体として形成すること、は近代自然法学の根本的課題家の国民的統一を実現すること、個人人格の自由を実現すること、(4) 和田小次郎「近代自然法学の発展」一九五一年、一五頁、「国
- 考えられる。 考えられる。 考えられる。 考えられる。 考えられる。 考えられる。 考えられる。 考えられる。 が立として、近世の自然法は個人の理性と強制秩序の対立として が立として、近世の自然法は神の法と人の法との
- (6) Troeltsch; The Ideas of Natural Law and Humanity, 1922, tr. by E. Barker, An appendices to Gierke's Natural Law, p. 207. 彼もまた自然法を統一原理としての主権理論と、個人の権利の間の矛盾としてみている。
- (7) Borkenau; Der Übergang vom feudalen zum bürgerlichen Weltbild. Studien zur Geschichte der Philosophie der Manufacturperiode, 1934, ch. 3. VII. 水田他訳中、一九五頁。
- (8) Hugo Grotius; De jure belli ac pacis, 一又正雄訳「戦争と平和の法」第一巻、五二頁。
- (9) グローチウス、前掲書、一又訳五三―四頁。
- (10) グローチウス、前掲書、一又訳八頁。
- (11) グローチウス、前掲書、一又訳八頁。
- (역) Wolf, E.; Grosse Rechtsdenker, 1951, S. 278.
- (A) Hobbes; Leviathan, or The Matter, Forme, and Power of a Common-Wealth Ecclesiastical and Civil, (London 1651). 1881 ed., pp. 96-7.

戸鞠訳一五二頁。

- (14) Hobbes; ibid., p. 107. 邦訳一七〇頁。
- (15) Hobbes; ibid., p. 108. 邦訳一七一頁。
- 教わった。

  教わった。

  教わった。

  教わった。

  教わった。

  教わった。

  教わった。

  教わった。

  教わった。

  を自然法思想」一橋論叢第二十三巻六号所収、等に多くのことを
  大「イギリス社会哲学の成立」、一九四八年、太田可夫「ホップズ 大「イギリス社会哲学の成立」、一九四八年、太田可夫「ホップズ 大田可夫「ホップズに関しては、すでに注にあげたもののほか、水田洋
- (旨) Locke; The Second Treatise of Civil Government, ed., by Gouch, 1948, ch. V, "Of Property". 服帝訳三五一五六頁参照。
- Locke; ibid., pp. 103-4. 服部訳一九七十八頁。(18) 松下圭一「市民政治理論の形成」一九五九年、三一六頁。

題にほかならないと考える。他方ロックにあっては、生産諸関係号・五六頁)とした生産関係と、上部構造としての国家権力の間下氏自身もいう通り、「経済的基礎過程の把握を前提」(松下圭一下氏自身もいう通り、「経済的基礎過程の把握を前提」(松下圭一本のは松下氏はこれを国家と市民社会の二元的対立としてとらえてい

近代自然法の展開に関する一考察()

ているのである。と国家の関係が、自然状態と文明社会の関係として取り扱かわれ

- (绍) Schlattre; Private Property, 1951, pp. 156-9-明山・英田訳一六四—五頁。
- (2) Rommen; Die ewige Wiederkehr des Naturrechts, 1947 ed., S. 90. 阿南訳八九頁。
- (知) Laski; Political Thought in England, Locke to Bentham, 1927, p. 36. 堀・飯坂訳二一頁。
- (22) Schlattre; ibid., p. 155. 邦訳一六二頁。

験から生まれ出た理論であったからだ。」さわしいことであった。何故ならばこれこそ中産階級の目常の経る初の革命的勝利を遂げた丁度その時に発見されたというのはふ「この理論が中産階級――これはその階級の理論であった――が

- 十二巻第五号所収。(23) 浜林正夫「ロックにおける革命権思想の形成」一橋論叢第三
- (전) Ritchie; Natural Rights, 1903, p. 10.

三、イギリスからフランスへ

蒙哲学者、啓蒙社会主義者およびルソー、の三つのグループに分けフランスにおける自然法思想の発展方向を、フィジオクラット、啓この時代の思考方法が強い一般的類似性をもっているとしても、

三三 (二四三)

り、第三はその倫理学においてめだっている。 ものは経済学であり、第二のグループは 唯物論哲学 への 指向 であいて要約することができる。」この場合、第一の グループに 顕著ないる。「それぞれ全く独特な思想をもっていた ルソーと 重農主義者ることはかなり根拠のあることである。ラスキは次のようにいってることはかなり根拠のあることである。ラスキは次のようにいって

方向へ徹底され、人間存在それ自体が物質に還元され、その上に全 倫理性をぬぎすてて、経済社会の客観的法則性の認識を深める方向 そのことは、近代諸学の成立過程にどのような影響を与えたのであ 故にこのような自然法観の分化がおこったのであろうか。そして、 によって、それぞれ内容は異なるが現実批判のための当為の状態と の容認に根ざしたロックの「自然状態」は、ルソーおよび社会主義 社会の「自然体系」がきずき上げられた。第三に、現実の所有関係 の観念へ発展した。第二に、ロックの感覚論は、機械論的唯物論の の観念は、十八世紀の自然科学の発展に媒介され、ますます規範性 ろうか。マルクス・エンゲルスによると、「エルヴェシウスおよび して取り上げられた。ロックからフランスへ、の移行にさいして何 な展開のためにいまなお闘争しつつあるフランス・ブルジョアジー 向い、やがてフィジオクラットの自然的秩序 第一に、ロックにおける、国家権力の基礎としての「自然状態」 ギリスのブルジョアジーのいままでの発展とのほかに自己の自由 ルバックが眼のまえにみたのはイギリスの理論とオランダおよび (l'ordre naturel)

> 体制の確認の方向へ引きよせられるのである。 内容を失うのであり、逆に経済的内容を獲得することによっては現 えられるとき、それは現実に対し批判的になることによって経済的 認の上に出発した理論が、一たびおくれたフランスの社会に移しか にさいして起った様々の転形と発展に対する示唆が含まれている。 明し、そのかぎりにおいてやはり封建主義的な見かたにとらわれて こたわっており、土地所有を限とする封建主義がこのフランスでは び農業労働こそ社会の全形成を制約するところの生産力であると言 まだうちやぶられていなかった。そのためにかれらは土地所有およ 理論がフランス人のばあいには一つの哲学体系となる」だが「エル た。イギリス人のばあいに一つの事実の単純な確認だったところの であった。」この発展段階の相違は「かれらの理論からイギリス人 つまりロックのように、イギリスにおける現実の社会的諸関係の確 いたのである。」ここに自然法思想のイギリスからフランスへの移行 た。しかし、かれらの基礎にはフランスの未発展な経済的関係がよ ヴェシウスおよび、ドルバックによって無視された搾取説の内容は のもとではまだみられた実証的な経済的内容をとりさることになっ ルバックと同時代に重農主義者たちによって展開され体系化され

## フィジオクラットの自然法

なる欺瞞も心要としない。みずからの力を自覚することと自らの権が権力の座についたことを弁護するためにも、現実から外れたいかガロディが「上昇してゆく歴史の流れの真只中にある階級は自分

先立つ「自然状態」の名のもとに 思惟された 現実の 社会的諸関係 の擁護にまで後退している。 だった革命権容認の思想が、重農主義においては啓蒙的な絶対主義 編成されたといえよう。だがフランスでは、上昇しつつある階級が 「上から」の改革をめざす地主層であったために、ロックでは顕著 判と対比すれば明らかである。いわばロックにあっては文明社会に を「啓蒙」することに限定される。これは彼らの思想を、ルソーや くものとなったのはこのためである。彼らの進歩性は単に専制君主 妥協の線に沿うものであり、その限り、批判性と急進性の鋭さを欠 (despotisme legal) の主張にもうかがわれるように現体制との 則の確認にむかって前進している反面、それが合法的専制主義 秩序(l'ordre naturel)という言葉がすぐれて経済的な客観法 の路線に沿って改革しようとするものであった。重農主義の自然的 の保守的理論ではもちろんないが、それは「上昇しつつある」階級 ら生ずるのである。」というように、重農主義は 単なる 現体制擁護 の思想であり、フランス社会の崩壊を、資本家的地主の「上から」 利を自覚することとは彼にとって、まったく同じことにほかならな い。そしてこの力と権利との自覚は、現実を素直に分析することか より経済学的に 深化して とらえられ、「自然的秩序」として再 マブリーの経済学的分析を欠いた、だが鋭い、倫理的批

念であることはいうまでもない。「自然的秩序の観念は、人の知るさて重農主義において新しく、かつ重要なものは自然的秩序の観

して根づいたことこそ評価すべきであろう。 して根づいたことこそ評価すべきであろう。 して根づいたことこそ評価すべきであろう。 して根づいたことこそ評価すべきであろう。 して根づいたことこそ評価すべきであろう。 して根づいたことこそ評価すべきであろう。 して根づいたことこそ評価すべきであろう。

福の調和体系であるとし、さらにそれを神の設定した自然の客観的このように、現存体制の線に沿った経済社会こそ理想的な人間幸

されうるであろう。 係の発展をになった「上昇しつつある」階級によってはじめて形成法則をになったものと考えるような思想は、フランスの経済的諸関

系であり、理性の秩序でもあることからも判る通り、「上から」の近代 化をはかるフランス資本主義の性格を反映して、権利の体系である てはいないで秩序観が先行しているのが特徴である。それは神の体 感は全く稀薄になっているのが判る。「この秩序の又はこの一般的 ここにおいてはホップズやロックにみられる権利と秩序の間の緊張 持する限りにおいてのみ権利として容認されるということになる。 みてくると、フィジオクラットにおいて、自然権は自然的秩序を維 や病いに陥り、経済社会は混乱に陥るというのである。このように なものを必要とし、有害なものを有益であるとすれば、生物体は死 われはつねに明証(evidence)によって何がわれわれにとって有益 らかである。ケネーによれば自然権とは、人間にとって有益であり、 よりは秩序の体系であった。このことはケネーの「自然権論」に明 自然法の系譜にくらべて、自然権という個人権利の確立の上に立っ 体系の全範囲のうちにその(自然権の)調和は探求されねばならぬ にではないのである。この秩序そのものに則るのが人間の義務」と のであって、銘々の人間の自然権の平等な又は不平等な分配のうち 人間の生存と享楽に必要であるものに対してもつ権利である。われ フィジオクラットの自然法思想は、ホッブズ・ロックのイギリス 必要であるかを知らねばならぬ。われわれが誤って不必要

なる。「かくて自然的秩序は広い意味において自然権に先立つものである。」フィジオクラットにとっては社会全体の健全な発展のたである。」フィジオクラットにとっては社会全体の健全な発展のたびある。」フィジオクラットにとっては社会全体の健全な発展のためには、所有権の平等は問題ではなく、所有権の確実、ことに土地が不平等な土地所有こそ自然的秩序に則るものとして肯定された。り不平等な土地所有こそ自然的秩序に則るものとして肯定された。り不平等な土地の所有権は保証されねばならない。「所有権の確実は実は自然権の不平等の容認にまで進む。「私的社会の成立以確実は実は自然権の不平等の容認にまで進む。「私的社会の成立以確実は実は自然権の不平等の容認にまで進む。「私的社会の成立以確実は実は自然権の不平等の容認にまで進む。「私的社会の成立以を廃しようと企てたとすれば、これらの社会は決して形成されえなを廃しようと企てたとすれば、これらの社会は決して形成されえなかったであろう。」

しながらも次第に客観科学としての姿を明らかにしていった。これ媒介されつつ、事実により密着した客観性を高め倫理的秩序と併存なって具体化される。かくて経済学は、十八世紀自然科学の発展になって具体化される。かくて経済学は、十八世紀自然科学の発展になって具体化される。かくて経済学は、十八世紀自然科学の発展になって見体化される。かくて経済学は、十八世紀自然科学の発展になって見体化される。かくて経済学は、十八世紀自然科学の発展になって見体化される。かくて経済学は、十八世紀自然科学の発展になって見体化される。かくて経済学は、十八世紀自然科学の発展になって見体化される。とがわながらよりによっていることがわながらも次第に存出される。

の自律的な体系を確立してゆくための前提的な過程でもあった。は自然法から経済学への道であると同時に、ブルジョアジーが自己

- く。その相違は、研究の過程で明らかにするであろう。はかなり問題があるが、ここでは一応、一つのグループとしてお(1) ルソーと、モレリー、マブリーの社会主義者を一括すること
- られる。河野健二「革命思想の形成」参照。(2) 河野健二氏はもっとも明確にこの三つのグループを分けて
- 上・安藤訳「フランス革命と社会主義」二四頁。
- (4) Marx-Engels Gesamtausgabe, Erste Abteilung, Band 5; Marx, Engels; Die Deutsche Ideolgie, 1932, S. 390. 古在訳二〇六—七頁。
- (戶) R. Garaudy; les sources française du socialisme scientifique, 1948, p. 23. 淡訳二七頁。
- (6) この点に関しては、次の諸研究を対照されたい。高橋幸八郎「近代社会成立史論」 二〇〇頁、河野健二「革命思想の形成」三二〇八頁。さらに基礎的には K. Marx; Das Kapital. Volks-ausgabe besorgt vom M-E-L-Institute, Bd. 2, 1932, SS. 361~362. 長谷部訳、四六七一八頁、K. Marx; Theorien über den Mehrwert, Bd. 1. 1956, SS. 16-34. 改造社版、八巻所収。

- (v) B. Raynaud; La loi naturelle en économie politique 1936, p. 37.
- (8) Bonar; Philosophy and Political Economy, 1922 ed., pp. 139-41.ボナーはフィジオクラットにおける自然法の主要観利、人為的秩序、人定法と対比させて考えると理解しやすい(堀利、人為的秩序、人定法と対比させて考えると理解しやすい(堀利、人為的秩序、人定法と対比させて考えると理解しやすい(堀利、人為的秩序、人定法と対比させて考えると理解しやすい(堀橋造と、法的秩序が一応別のものとして把握されていたのに対し、在権造と、法的秩序が一応別のものとして把握されているが、彼を落的基礎過程と国家権力の関係がとらえられていたのに対し、保護と、法的秩序が一応別のものとして把握されているということであり、ここにロックからの一つの発展がみられる。
- (๑) B. Raynaud; ibid., p. 37.
- (1) Myrdal, Das politische Element in der nationalökonomischen Doktrinbildung, 1932, S. 49. 山田駅六七頁。
- (日) "Le droit naturel" 1768. (Trançois Quesnay et la Physiocratie, II. 1958, pp. 729-742.)
- (역) Bonar; ibid., p. 140.

論稿」二〇頁。

(2) F. Quesnay "Liberte"

坂田訳「ケネー経済表以前の諸

(4) ロックの理論を武器として逆に、土地社会主義者が土地所有

近代自然法の展開に関する一考察分

の平等を要求したのも周知の事実である。

- 15) ケネー「経済表」増井・戸田訳、七八頁。
- (16) 前掲書、七八一九頁。
- Mercier de la Rivière; Ordre naturel, et essentiel des sociétés politique (1767) 1910 ed., par Depitre, p. 92.

# (2) フランス唯物論の自然法

済的諸関係の 客観的分析からは 遠くなり、「哲学体系」となっていいっつあるブルジョアジーの「願望」であって、その限り、現実の経でにあげたエンゲルスの言葉のように、彼らの体系は今なお闘争しいのあるブルジョアジーの「願望」であって、その限り、現実の経でにあげたエンゲルスの言葉のように、彼らの体系は今なお闘争してといてである。それはラ・スランス百科全書派ではなく、唯物論をとり上げるのは唯物論こそことに百科全書派ではなく、唯物論をとり上げるのは唯物論こそ

た。周知のように、その概念的整理こそドイツ観念論的哲学の課題科学の進歩を媒介にして、人間社会は物理的自然と同じような法則独立の自然が物理的自然の類比の上に考えられているのをみた。自然別と社会との具体的なつながりは考えられてはいない。いな自然における人間の位置、つまり自然と精力の関係さえ、そのようなものとして明確に意識されてはいなかった。同然の関係さえ、そのようなものとして明確に意識されてはいなかった。周知のように、その概念的整理こそドイツ観念論的哲学の課題社の関係さえ、その概念的整理こそドイツ観念論的哲学の課題社がの関係さえ、その概念的整理こそドイツ観念論的哲学の課題社がの関係されてはいても、直然学派にとっても、社会の関係さえ、その概念的整理こそドイツ観念論的哲学の課題社が関係されてはいても、直接学派にとっても、社会の関係されている。

として考えられていた。の自然法は、大ざっぱにいえば人間社会の理性的倫理的な秩序体系然との二つの別な体系において考えられていたのであり、法としてだったのである。だから自然という概念は物的な自然と、社会の自

えることによって。むすびつけようとした。人間を物理的自然の機械的延長としてとらむがフランス唯物論者がはじめてこの二つの自然を一つの体系に

自然法はいまや、下は物理的自然から上は人間社会全体を包括する一大体系となる。この二つの自然を 直接むすび つける のは物理の道徳的存在は、彼の物理的性質の一つの特別な方面、彼の独特な体制にもとづく特殊な行為様式にすぎない」のであり、「彼(エルな体制にもとづく特殊な行為様式にすぎない」のであり、「彼(エルな体制にもとづく特殊な行為様式にすぎない」のであり、「彼(エルな体制にもとづく特殊な行為様式にすぎない」のであり、「彼(エルカーン・ス) は、唯物論を、いきなり社会生活との関係においてとめ、人間はもの、この二つの自然を直接むすび つける のは物理の人の関心事が、あらゆる道徳の基礎である。」

的発展といえるだろう。ドルバックは次のようにいう「自然法は、自然法の経済学的発展というならば、これはすぐれて自然法の哲学すなわち哲学的方向へと深められた。重農学派の「自然的秩序」をなく、ロックのように人間原初の世界で支配する法であるばかりでもここに自然法が、グローチウスのように理性の法であるだけでなここに自然法が、グローチウスのように理性の法であるだけでな

すべての結合とは無関係に、人間の自然性から直接流れ出てくるものであり、感覚し、利益を求め、損失を避け、思惟し、推理し、たえず幸福を求める存在者の本質に基礎をおくものである……社会のすることだけが目的なのであり、政府は、成員との間に締結したこうした約束を履行するためにのみつくられたものである。社会は人一員になったとて、人は少しもその本質が変るものではなく、自然ながらの欲求をより容易に満足させることのみを求めているのである。」

発展は何を意味するのであり、それは成功しているのだろうか。て一つの哲学体系と結びついた。ではこのような方向への自然法の然法は、それを構成する個人が物理的自然と考えられることによっ然法は、そして労利的社会観から啓蒙君主制が、一つの一貫した体系としてきずきあげられているのをみる。社会秩序としての自然と観から啓蒙君主制が、一つの一貫した体系として労利的社会観から啓蒙君主制が、一つの一貫し

有の権利であるよりは感覚的人間の享楽の権利、利己の権利となは、感覚論的に徹底されると同時に抽象化され、労働にもとづく所いる。財産権の基礎を労働に求めたということは、人間が生産者といる。財産権の基礎を労働に求めたということは、人間が生産者とに感覚的個人であるばかりでなく、社会的な存在として把握されてに感覚的個人であるばかりでなく、社会的な存在として把握されてに感覚的個人権の基礎を労働に求めたということは、人間が生産者といる。財産権の基礎を労働に求めたということは、人間が生産者といる。対策権の関係を

(8) た。」 ここにおいて人間は、生産者としての歴史的社会的人間ではなった。」 ここにおいて人間は、生産者としての歴史的社会的人間ではなった。」

人間は生産者としての社会的存在から「人間機械」へと抽象化された。だが他方、このことは又、社会が功利という単一の動機によって運行しはじめたことを意味するものである。つまり、ブルジョア的な「利害」が社会を動かす唯一つの規範となりつつあったのである。利己といい、幸福といい、それは「だれにも誤解される関心事る。利己といい、幸福といい、それは「だれにも誤解される関心事る。利己といい、幸福といい、それは「だれにも誤解される関心事る。行間」を抽象化し、形而上学化することによって、この時代行利害」というもの」の抽象的表現にほかならない。かくして唯物論る。人間は生産者としての社会的存在から「人間機械」へと抽象化された。だが他方、この主義を表現している。

は、個人の感覚的快楽の追求が、いかにして全体の利益をつくり出しィドロ、エルヴェシウスそれぞれ異なっているが、彼ら共通の問題人間観から社会観へ発展する。その問題のとき方はドルバック、デ的に再構成しようする。つまり問題はここで哲学から道徳哲学へ、的に再構成しようする。つまり問題はここで哲学から道徳哲学へ、神象的な個人の快楽から出発して、直接彼らは現実の社会を論理

彼らが失敗するのは、もちろん根本的には社会における物質的なも 徳的思考の混在、すなわち存在と当為との自然法的混在が必要だっ **満があった。彼らが、社会秩序を形成すべき道徳を感覚的な快楽か** 主義の支配下にあったために、利己的なブルジョア的個人は設定さ を追求する個人から、直接社会秩序を形成しようと飛躍するとき れたとしても、それと既存の社会の秩序体系との間にはこえがたい ジョア社会ではなく、古い封建的諸関係を分厚くまといつけた絶対 な秩序を生みだすような社会がまだきていなかったことに対応して の利益の追求がそれ自体「みえざる手」によって一つの予定調和的 に還元したためであるが、それと同時に、当時のフランスでは個人 のを経済過程、生産諸関係としてとらえず、直接抽象的な人間自然 らひき出そうとするときの無理はここにある。それぞれ勝手に快楽 うるかということであった。彼らは観念的な形で解放されたブルジ とする科学的思考と、そして利己的個人を公益に一致させるべき道 うとしたのである。だが、この時代のフランス社会はもちろんブル ア的個人の集まりの中から、 したがって彼らにとっても、人間を物理的自然に還元しよう 社会的な秩序の体系をつくり上げよ

政府論において保守的になるのはこのような事情からきているのでが、哲学において革命的であり、道徳哲学において通俗的であり、を概念的に「設定」したことに限定されねばならない。彼らの理論十八世紀唯物論者の功績は、彼らが解放されたブルジョア的個人

なのである。あり、彼らの体系が「願望」の哲学体系だといわれるのはこのためあり、彼らの体系が「願望」の哲学体系だといわれるのはこのため

- (2) 野田又夫「自由思想の歴史」一八―四三頁参照。の概念――」(尾高他編、法哲学講座、第三巻所収)六一頁参照。(1) 井上茂「近世イギリス自然法思想――法思想における『自然』
- (含) F. A. Lange; Geschichte des Materialismus, 1907, erste Buch, S. 151. 賀川駅三九四頁。
- (4) K. Marx und F. Engels; Die Heilige Familie.(Werke, Bd. 2, Dietz Verlag, 1958) S.137. 大月版、選集、補卷5、三五四頁。
- F. Engels; Ludwig Feuerbach und der Ausgang der 実有(精神と自然—引用者)との関係の問題である。」
- (6) 松本斎光「フランス啓蒙思想の研究」三五三頁による。klassischen Philosophie, 1927 ed., S. 27. 岩波版四四頁。
- D' Holbach; System social ou principes naturels de la morale et de la politique, avec un examen de l'influence du gouvernement sur les mours, 1774, P. II, p. 11.
- 1)彼の関心は社会的な生産関係の中にある人間の諸権利を具体然権として要求してはいるが(cf. D'Holbach; ibid., P. II. ch. (7) ドルバックは、ロックにならって、自由、安全、所有権を自
- によって哲学的に基礎づけることの方にあった。的に考察することではなく、むしろ既成の自然権観を、人間快楽
- (∞) G. Plechanow; Beiträge zur Geschichte des Materialismus, tr. in Eng. by R. Fox, 1934, p, 172. 藤井訳、一九三頁。
- (9) K. Marx und F. Engels; ibid., S. 188. 選集、三五六頁。
- 11) Ch. N. Mondshian; Helvetius, 1959, SS. 353~376.

- (의) H. Lefebure; Diderot. Les Editeus Réunis, p. 303, 1948.
- (3) 根岸国孝「啓蒙哲学と重農主義」一橋論叢第二十五巻四号所、(3) 根岸国孝「啓蒙哲学と重農主義が同じことをいっているからといって両